

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国の対外援助教書

アイゼンハワー大統領は2月16日議会に対し相互安全保障計画に関する特別教書を送り、明1961年度(60年7月～61年6月)分の予算として総額4,175百万ドルの支出権限を要請した。この要請額は本会計年度分の要請額を245百万ドル、同決定額を619百万ドル上回るものであり、うち軍事援助が2,000百万ドル、経済援助が2,175百万ドルとなっている(下表参照)。

今回の支出権限要請のうちでは軍事援助関係の増加が目立っているが、これは昨年大統領の任命を受けて援助計画を再検討したドレーパー委員会が年間20億ドルの軍事援助水準維持を強く勧告したこと、それにもかかわらず近年予算額が議会の削減方針を反映して連年実際支出(平均22億ドル見当、本年度は18億ドルの予定)を下回り、ために未支出残高が計画遂行上の最低限にまで減少して予算の増額なきがかり計画の縮小が不可避となるような状態にあること、などの事情によるものであって、むしろ現状維持的な色彩が強い点が指摘されている。他方、経済援助面では本年度に比し計画の規模に特に大幅な変化はないが、開発借款基金(DLF)関係ではインド・パキスタン・台湾など東南アジア向け援助の重要性

#### 対外援助支出権限要請額

(単位・百万ドル)

区 分	1961年度 要 請 額	1960年度		1959年度 決 定 額
		要 請 額	決 定 額	
総 額	4,175	3,930	3,556	3,676
軍 事 援 助	2,000	1,600	1,400	1,605
経 済 援 助	2,175	2,330	2,156	2,071
防 衛 支 持	724	835	751	810
特 別 援 助	268	272	247	202
技 術 協 力	207	211	211	172
開 発 借 款 基 金	700	700	700	625
緊 急 基 金	175	200	155	155
そ の 他	101	112	92	107

(注) 防衛支持……軍事援助協定を結んでいる12か国に対し、経済力以上の軍備をささえるため供与される経済援助で、総額の56%が韓国、台湾、ベトナムの3か国向けとなっている。  
 特別援助……軍事援助を行っていない諸国の国内政治経済安定のために供与されるもので、アフリカ諸国向けが多く、東南アジアではビルマ・インドネシア両国がこれを受けている。

が、また技術援助関係ではサハラ以南の新興アフリカ諸国への関心が特記されている。

教書に対する議会の反応は予想されていたとおりかなり批判的で、計画が依然巨額にすぎること、他の諸国との協力関係、援助の重点(軍事か経済か)、計画の長期的方向などの諸点について新味がないことなどの見解が伝えられ、今後の成行きが注目されている。

#### ◇中南米7か国による自由貿易地域

中南米における7か国代表は2月18日、自由貿易地域設立に関する条約に調印した。参加国はアルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグワイ、ペルー、パラグワイおよびメキシコである。この自由貿易地域には中南米の主要4か国アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコが参加しているため、これは将来中南米全体(20か国)の広域市場設立の基盤となる可能性が強く、しかも後進諸国の間で結成されるものではあるが、世界経済の新しい動向に連繋する動きとしてきわめて注目される。

中南米における自由貿易地域設立の問題は、1949年の国連ECLA会議のころより検討されていたが、その具体化を促進したのは次の諸因とみられる。

(1) 一昨年欧州共同市場が発足し、その中に農産物、非鉄金属の生産で中南米諸国と競合関係にあるアフリカ諸国が含まれているので、それに対抗する必要上実現が急がれたこと。

(2) 中南米のなかで小国の集合地域である中米(5か国)の共同市場が昨年発足したこと。

同条約ははまだ公表されていないため、その詳細は明らかでないが、域内において主要商品の関税、輸入付加金、複数為替制度に伴う課金などの課徴金を毎年率8%ずつ引き下げる一方、3か年ごとに貿易総額の25%ずつ輸入制限を撤廃し、12か年に域内の貿易・為替自由化を完遂しようとするものである。同条約は3か国以上の批准があれば批准後30日を経て発効する。

### 欧州諸国およびアフリカ

#### ◇欧州共同市場完成促進の動き

欧州共同市場は本年1月第2回輸入割当拡大20%を行なって第3年目にはいったが、域内各国の顕著な経済発展を背景として共同市場完成促進の活発な動きが展開さ

れている。

### 1. 共同市場蔵相会議

2月11、12両日、パリで第3回共同市場蔵相会議が開催された(第1回昨年7月ボン、第2回11月ブラッセル)。蔵相会議は域内各国の財政金融情報交換を主眼とする非公式会議で具体的事項の決定は行なわれないが、その動きは共同市場今後の政策動向を示唆するものとして注目されている。

今回の会議では、各国経済の著しい拡大に伴い、今後は金融政策が景気調整に重要な役割を演ずることとなるが、各国の国内景気対策としては公定歩合引上げを避け、信用の量的調整によることが望ましいとの点で各国蔵相の意見が一致したと伝えられる。これは域内各国の金利水準がほぼ平準化し、かつ資本取引の大幅自由化が問題となっている現在、1国の公定歩合引上げは各国の金利引上げ競争を招き域内金融を攪乱する恐れがあることから話し合いが行なわれたものであるが、域内金融政策協調の1歩前進を示すものといえよう。

### 2. 対外共通関税の決定

ローマ条約G項品目の対外共通関税率に関しては、加盟国の国際競争力を考慮して交渉により定められることとなっているが、2月29日から3月2日にわたりローマで開催された閣僚会議で石油、生糸を除き最終的決定に到達した。決定税率は自動車部品19%、アルミ、マンガン10%、紙パルプ6%、アルコール飲料約40%など予想されていた税率より低率のものが多く、なお石油、生糸についてはそれぞれフランス、イタリアの利害関係から今回は決定をみるに至らず3月末までに再度交渉が行なわれることとなった。

今回共同市場の対外共通関税率が、ローマ条約に規定された1961年末の期限を待たず決定されたのは、9月のガット関税交渉における米国の関税引下げ提案に対処するためであるが、共同市場自体の完成促進、近く発足する欧州自由貿易連合との関係なども考慮されたものとみられる。

### 3. ハルスタイン共同市場完成促進提案

ハルスタイン共同市場委員長は、3月10日共同市場閣僚理事会に対し、共同市場の発足以来の順調な進展と各国経済力の充実にかんがみ、域内経済統合のテンポを予定より大幅に早める次のような提案を行なった。

(1) 輸入制限撤廃——1961年末までに域内工業製品の輸入割当制を全廃し(当初予定1969年末)、原則としてこれを双務協定で第3国にも及ぼす。

なお6か国は1960年中に各国専売制度の域内交易障害要因除去計画を建てることとする。

(2) 域内関税——第2回(1960年7月1日)および第3回(1961年12月31日)域内関税引下率を予定の10%から20%へ引き上げ、1961年末までの関税引下げを50%(当初予定30%)とする。

(3) 対外共通関税——対外共通関税率を20%引き下げ、1960年7月1日から実施する(当初予定1961年末)。

### (4) 共通政策促進

① 6か国共同職業教育の実施。

② 1960年末から男女同一賃金原則適用を可能とするために必要な措置を推進すること。

③ 第3国との通商交渉において6か国は組織的共同行動をとること。

共同市場完成促進に関しては昨年春各国政府から各種の提案が行なわれたところであって、今回のハルスタイン提案によりいよいよ共同市場完成促進策が具体化することとなったものとみられる。

### 4. 共同市場域内資本取引自由化の動き

共同市場域内の資本移動の自由化については昨年12月以来共同市場委員会で検討されていたが、その結果がマルジョラン共同市場委員会副議長から3月10日の閣僚理事会に報告された。理事会はこれに原則的に同意し、近く次のような自由化措置がとられる模様である。

(1) 大部分の直接投資、すなわち外国での支店の開設、新企業の設立、不動産購入、相続、持参金などに伴う資本の移動および商行為に関連した短期、中期の貸借による資金の授受を完全に自由化する。

(2) 株式取引所に上場されている証券の売買を完全に自由化する。ただし過渡的措置としてある程度の制限を課すことは認められる。

(3) 純粋に金融的性格の中長期の貸金、株式取引所に上場されていない証券の取引および各国における外国証券の発行は条件付自由化とし、その自由化の程度は各国政府の措置に任せる。

(4) 短期の資本移動については当面自由化されないが、今後域内金融政策協調の進展に伴い漸次実施する。

### ◇英国の非居住者に対する為替金融緩和措置

英蘭銀行は3月1日非居住者に対する英国側銀行の下記信用供与につき英蘭銀行の事前許可を不要とする旨発表し即日実施した。

(1) 180日以内(従来120日)のユーザンス・クレジット供与

(2) 非居住者たるコルレス先銀行に対するメール・クレジットの供与。コルレス先から一覽払ポンド表示手

形（英国あてかつ英国内支払）が最短郵便ルートで送付済との電信通知を受け取ったことを条件とする。

(3) 非居住者の対ポンド圏輸出に関し9ヵ月以内の船積前信用の供与。ただし貸付は当該輸出代り金によって返済されることを要する。

(4) 非居住者であるコルレス先銀行に対するオーバー・ナイトの当座貸越。ただし本来営業時間中に到着すべき預金カバーが到着しなかった場合に限る。

(5) 非居住者に対する総額1万ポンドまでの個人貸付および当座貸越。ただし使途は英国内での居住用家屋の購入、生活費などの個人的支出に限る。

以上の非居住者に対する信用供与は数ヵ月前より英蘭銀行の許可を得て事実上行なわれていたもので今回の緩和措置は比較的軽微なものみられている。なお1957年9月の措置による非居住者に対するリファイナンス・クレジットおよび当座貸越（上記(4)、(5)の例外を除く）の禁止はなお当分存続する模様である。

#### ◇英蘭銀行、国債価格支持のための買入を中止

英蘭銀行は1958年11月来の市中銀行手持国債の大量売りに対し、代理人である government broker (Mullens) を通じ積極的に買い応じ国債市場価格の支持を図ってきた（このため国債市場価格は1月の公定歩合引上げの前後も変化なし）。しかるに2月24日 government broker は突然 Saving Bonds 1964-67 (2.5%利付) につき市場価格を約1%下回る買入価格を提示し当日はなんら取引を行なわなかった。

この英蘭銀行の措置は、当局が従来積極的な国債価格支持政策を中止し国債価格が市場の需給の実勢を反映するようにしたものと受け取られているが、当面の意図としては市中銀行の手持国債売却による貸出資金調達を不利ならしめ最近の市中貸出急増傾向に警告を与えたものと解されており、英蘭銀行が長期国債のオペレーションにはじめて金融政策を反映させたものとして注目される。なお今回の措置が市中預金の減少する納税期中にとられた点も市中の貸出意欲を強く抑制する効果があるものとみられている。

今回の措置により国債市場価格は2月24日市中銀行売却の主なる対象である期限10年未満の国債を中心に約1%方下落したが、その後市中銀行の大量売りがセーブされ、また利回りの上昇(0.1~0.2%高)により一般投資層の需要がふえているので、市場価格は弱含みながら比較的安定した動きを示している。なお今回の措置に関する議会の質問に答え2月29日ダンディ国務相は「政府は先週の英蘭銀行の行動に完全に同意していること、政

府としては国債価格の下限を指示する意図のないこと、ただし今回の措置は買い操作を全く中止したものであるべく時により市場の秩序維持のため援助することがあるべきこと」を明らかにした。

#### ◇西ドイツ・ブンデスバンクの引締め措置強化

ブンデスバンクは2月18日の中央銀行理事会において、下記のとおり金融引締め措置の強化を決定、3月1日から実施した。

(1) 支払準備率引上げ(注)……居住者預金および昨年11月末の残高をこえない非居住者預金についての支払準備率を現行率に昨年10月の率の20%を加えた率に引き上げる。

(2) 再割引わくの縮小……金融機関に対する再割引わくを、5百万マルクまでは10%、それをこえる部分については30%縮小（ただし特別の理由ある場合は追加わくを認めることもある）。

(注)

区 分	要求払預金		期限付 預 金	貯 蓄 預 金	
	ブンデス バンク 所 在 地	ブンデス バンク 非所在地		ブンデス バンク 所 在 地	ブンデス バンク 非所在地
1. 居住者預金および非居住者預金中1959年11月30日現在の残高をこえないもの	%	%	%	%	%
(1) 預金量300百万マルク以上の金融機関	18.2 (15.6)	14.0 (12.0)	12.6 (10.8)	8.4 (7.2)	7 (6.0)
(2) 同300百万マルク以上300百万マルク未満	16.8 (14.4)	12.6 (10.8)	11.2 (9.6)	8.4 (7.2)	7 (6.0)
(3) 同3百万マルク以上300百万マルク未満	15.4 (13.2)	11.2 (9.6)	9.8 (8.4)	8.4 (7.2)	7 (6.0)
(4) 同3百万マルク未満	14.0 (12.0)	9.8 (8.4)	8.4 (7.2)	8.4 (7.2)	7 (6.0)
2. 非居住者預金の11月30日以降の増加額	30.0 (—)	30.0 (—)	20.0 (—)	10.0 (—)	10.0 (—)

カッコ内は旧準備率。

今回の措置の理由につきブンデスバンクは最近の月報で、特に賃上げの増大による所得増加と依然改まらぬ財政支出の増大が過剰需要に拍車をかける危険が大きい現状にかんがみ、これを抑圧するためには頃来季節的要因ならびに經常国際収支の黒字により増大している金融機関の貸出余力を減殺することが必要であるとの説明を行なっている。

支払準備率引上げの結果平均支払準備率は9.7%から11.3%へ上昇、約16億マルクの流動性が不胎化される。なお、昨年10月以降の3回の支払準備率引上げを通算すると、平均支払準備率の上昇は3.2%、流動性吸収額は約35億マルクに達している。

再割引わくの縮小によりわくは20億マルク以上縮小され、縮小後の総わくは40~50億マルクになったものと推定されている。ただし、最近の再割引残高は増大傾向にはあるとはいうものの、1月末なお15億マルクに留まっ

ているところからみて、本措置は当面の引締め効果よりは、将来に備え潜在的な貸出能力を減殺したものと考えられる。

◇イタリア銀行における金の再評価

イタリア銀行は1月28日、同行保有の金準備を従来(1936年以降)の評価1グラム当り21.381227リラから1グラム当り703.297396リラに再評価した。この結果リラ貨の金含有量は従来の1リラ純金0.04677グラムから1リラ0.0001422グラムとなった。

今回の金再評価措置の趣旨は、1958年12月27日のリラ貨の交換性回復と、30億ドルをこえる豊富な金・外貨準備に基づくリラ貨の安定した強力な実勢に法的根拠を与え、加えて発券銀行勘定表の整理(後述)とリラ為替を正常化しようとするものである。今回の再評価は49年9月19日以降の現行対ドル為替平価(1ドル625リラ)(注)および1オンス35ドルの米国における金の公定価格を基準にしたものであって、この措置によってリラ貨とその他通貨との公定為替相場にながしかの変更を行なわんとするものではない。

(注) 現在リラ貨はIMFに対し平価を設定していないが、リラ貨の対米ドル為替相場はイタリア為替局により最低620.50リラから最高629.50リラ、平均625リラに維持される様に操作されている。最近の対ドル相場の実勢は対ドル620リラと堅調である。

イタリア銀行の保有金準備は11月末244トンに達するが、帳簿価格は「保有金準備」《Oro in Cassa》として上記旧平価によりわずか52億リラが計上されているにすぎず、実際金の買入価格との評価差額は「その他資産勘定」《devitori diversi》に1,038億リラが計上されていた。したがって今回のリラの新平価設定に伴い《Oro in Cassa》の帳簿価格は1,718億リラに増加し、「その他資産勘定」の複雑な勘定は整理された。

本再評価による評価益は62,784百万リラに上るが、これは1946年12月12日以降の、政府のイタリア銀行に対する特別債務(リラ軍票見合の145,142百万リラ)の償却の一部に充てられた。

◇イタリア農業の改善と発展に関する5か年計画

元来イタリアにおいては農業に関する社会的、経済的問題(その他諸国に比し著しく生産性が低く、農民所得も工業労働者の約3分の1という低水準にあり、かつ過剰農業労働人口を擁している)の解決が歴代政府の最大の公約であり、政府も土地改革に最大の努力を傾注してきた(注)。特に最近小麦は国内需要を上回る過剰生産であり、かつこのような小麦が世界市場価格を約2倍以上も上回るコストで生産されているため、ここ数年来小麦

作付面積の削減問題に直面しており、イタリア農業再編成の必要が叫ばれている。

かかる背景のもと、2月13日ルモール農相は、43か条にわたる「農業の改善および発展に関する5か年計画」《Green Plan》法案を議会に提出した。これは1960~61年度から64~65年度に至る5か年間の財政年度(7月1日~翌年6月30日)において、総額5,500億リラ(約9億ドル)の財政投資を行ない、低利長期貸付およびその他奨励金の交付などによって、農業部門の構造的な改善、発展を達成することを目的としたものである。具体的な方法は次のごとくである。

- (1) 零細農地の整理統合の促進。
- (2) 政府による技術援助、農業機械および家畜類の購入などを通ずる生産費の引下げ。
- (3) 生産費と小売価格との間の中間経費の削減による農業所得の増大。
- (4) 農家屋の建築計画、公共事業などによる農民の生活水準の改善。

以上の計画実施のため、5か年間の財政投資の資金配分は次のごとく予定されている。

区 分	金額	計画の総額に対する比率
	億リラ	%
零 細 農 家 援 助	60	1.1
生 産 性 向 上	500	9.1
土 地 改 良	100	1.8
灌 漑	400	7.3
灌漑のための小人造湖の設置	200	3.6
農産物の在庫および出荷調整のための安定基金	300	5.5
山岳地帯の開墾	650	11.8
農民住宅の建築	300	5.5
零細農家および共同経営農家に対する農業機械購入資金	200	3.6
在庫購入	200	3.6
事業転換資金	146	2.7

(注) 財政投資に占める農業部門への投資 (単位・億リラ)

区 分	1950~51年度		1958~59年度		1959~60年度	
	金額	構成比 %	金額	構成比 %	金額	構成比 %
特別公共事業(建築、道路を含む)	157	23.1	212	35.5	257	37.8
南伊開発基金(農地改良、農家への出資、業合理化など)	82	12.1	118	19.8	168	24.7
農業および灌漑	91	13.4	115	19.2	110	16.2
工業(主にIRIへの出資およびその他)	248	36.5	46	7.7	30	4.4
その他	101	14.9	106	17.8	115	16.9
投資総額	679	100.0	597	100.0	680	100.0
歳出総額に対する%	30.7	-	14.3	-	18.2	-

## ◇ギリシャにおける金利の引下げ

ギリシャ通貨委員会(注1)の決定によれば、銀行の金利(最高限度)はそれぞれ次のごとく引き下げられることとなった(注2)。

### 1. 預金金利の引下げ(1960年3月1日以降実施)

要求払預金金利 3% → 2.5%

ただし銀行間預金、政府および民間の公益事業、石油会社などについては 3% → 2%

100,000ドラクマ以下の貯蓄性預金 6.5% → 5.5%

100,000ドラクマ以上200,000ドラクマまでの貯蓄性預金 5% → 4.5%

6~12か月定期預金 5.5% → 据置

1か年をこえる長期定期預金 7% → 6%

### 2. 貸出金利の引下げ(1960年4月1日以降実施)

採鉱業、工業、手工芸産業などに対する輸出信用に関する貸出利率 6.5% → 6%

銀行自身の危険負担においてなされた手工芸産業に対する貸出利率 8% → 7.5%

後者に関する銀行手数料 2% → 1%

### 3. 大蔵省証券金利の引下げ(1960年3月1日以降実施)

3か月物、および6か月物大蔵省証券 6% → 5%

9か月物、および12か月物大蔵省証券 7% → 5.5%

### 4. ギリシャ銀行の再割引率の引下げ 9% → 7%

以上の銀行預金金利の引き下げについて通貨当局はその理由を次のごとく述べている。

(1) ドラクマ貨およびギリシャ経済の前途に対する一般の信頼が回復したこと。

(2) 銀行預金金利の引下げにより銀行の貸出金利を低下せしめ、ひいては経済界の金利負担の軽減を図る必要があること。

(3) さらに、民間の銀行貯蓄を政府および民間企業発行の公社債もしくは株式への投資に向ける必要があること。

(4) その他世界市場における国際金利水準およびギリシャの第2次世界大戦前の金利水準の近くまで銀行預金金利を漸次引き下げる必要があること。

(注1) 通貨委員会(Currency Committee)は3名のギリシャ人(大蔵大臣、連絡調整大臣、中央銀行総裁)およびアテネ大学の金融経済関係の教授1名ないし2名の外国人(英、米国籍人各1名)の合計6名で構成されており、最高預金金利、各銀行の貸出率の規制、準備率の決定、金市場操作のための中央銀行政策の監督、外国為替政策の方針を決定する。

(注2) 元来ギリシャの低金利政策は1957年7月以降始められており、今回の引下げは預金金利については57年7月以降5回目、貸出金利については59年4月以降4回目であるが、その推移は次のごとくである。

### 1. 預金金利

	要求払預金	貯蓄性預金 100千ドラクマ以下	100~200千 ドラクマ	定期預金
1956.5.1	7%	10%	8%	10%
57.7.1	6%	9%	7%	10%
58.1.1	5%	8%	6%	9%
59.1.1	4%	7½%	5½%	8%
9.1	3%	6½%	5%	7%
60.3.1	2%	5½%	4½%	6%

### 2. 貸出金利

	工業	商業	輸入信用	輸出信用
1958.12	10%	7~10%	10%	9%
59.4	9%	6½~8%	10%	8%
9	9%	5½~7%	10%	7%
10	7~8%	5½~7%	10%	6½%

(注3) 1955年以降の民間貯蓄の推移は下表のごとくである。

(単位・百万ドラクマ)

	民間預金総額	うち貯蓄性預金	総額に対する貯蓄性預金の割合(%)
1955年末	3,102	523	16.9
56 "	4,319	1,758	40.7
57 "	7,676	4,102	53.4
58 "	10,100	5,768	57.1
59年6月	11,611	7,002	60.3
9月	12,220	7,395	60.5
11月	12,899	7,852	60.9

## ◇アイスランドの為替レート切下げと公定歩合引上げ

アイスランド政府は2月22日アイスランドクローネの対ドル平価を従来の1ドル16.286クローネから38クローネに切り下げるとともに従来の複数為替相場を廃止し、また同日アイスランド中央銀行は公定歩合を7%から一挙に11%へ引き上げた。これは同国経済安定策の一環をなすもので、上記の措置のほか市中銀行に対する支払準備制度の実施、中央銀行再割わくの設定、預金貸出金利の大幅引上げ、輸出補助金の廃止、通貨の交換性回復国からの輸入の大幅自由化、賃金の生計費指数リンク制度の廃止、消費抑制のための売上税新設などの措置がとられた。同国ではここ数年来投資の行き過ぎからインフレーションが進行し、特に昨年以來消費財輸入増による貿易赤字の増加、対外債務の累積など対外面の悪化が顕著となっていた。上記の経済安定策はかかる経済情勢に対処するもので、これを援助するためOEEC(欧州基金)より12百万ドル、IMFより8.4百万ドルの借款が同国に供与された。通貨安定に関するOEECの援助は1958年1月の対フランス、58年8月の対トルコ、59年7月の対スペインに次ぎこれで4回目である。

## ◇エジプト中央銀行などの国有化

エジプト政府は2月11日共和令を布告し、同国の中央銀行であるナショナル銀行および同国最大の商業銀行であり同名の財閥の持株銀行であるミスル銀行の国有化を発表した。両行の株式は償還期限12年、年利5%の国債

で補償されるが、補償価格は11日のカイロ証券市場の最終値で定められることとなっており、したがってナショナル銀行の場合894万エジプトポンド、ミスル銀行の場合1,135万エジプトポンド相当額の国債が交付される。両行の重役会のメンバーおよび銀行の預金にはなんら変更は加えられない模様である。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇マラヤの通貨協定改正

さる2月、クアラルンプールにおいてマラヤ・英領ボルネオ通貨協定 (Malaya and British Borneo Currency Agreement, 1950) の加盟国会談が開催され、次の方針が決定された。

(1) マラヤ連邦、シンガポール、ブルネイ、サラワク、北ボルネオは、共通通貨として Malayan Dollar (注) の使用を継続する。(現行通り)

(注) Malayan Dollar は、現行通貨協定に基づき1951年設立の通貨委員会 (Board of Commissioners of Currency, Malaya and British Borneo) により発行されている。なお、その発行準備は全額英ポンドとされている。

(2) 現在の Malayan Dollar 対英ポンドレート (1 Malayan Dollar = 2 シリング 4 ペンス) を維持する。(現行通り)

(3) 通貨委員会が、向こう3か年間その発行準備資産の4分の1を、通貨地域内で発行された証券に投資することを認める。(現在は全額を英ポンド証券または英ポンド預金に運用)

(4) 通貨委員会の委員はマラヤ連邦2名 (議長を含む)、その他地域各1名とし、英国代表は参加しない。(現在はマラヤ連邦、シンガポール、各1名、英領3地区共同任命1名、関係政府共同任命2名、議長はシンガポール)

すなわち、今回の決定は、通貨委員会における通貨準備資産の運用制限緩和と委員数の変更にあるが、前者は通貨地域諸国の開発計画推進に伴う外貨不足を緩和するための措置とみられ、(通貨委員会昨年末外貨保有高396百万ドル、通貨発行高に対する準備率108%)、また後者は通貨流通総額のおよそ3分2のを占めるマラヤ連邦の発言権を強化することを意図したものと思われる。なお、かねてマラヤ連邦では同国中央銀行 (昨年1月設立) による独自の通貨発行を希望していたが、上記の共通通貨使用再確認によりその実施は当面見合わせとなった。

### ◇香港の1959年の貿易状況

香港の昨年の貿易は、輸出 3,277 百万香港ドル、輸入

4,949 百万 香港ドル、輸出入合計 8,226 百万 香港ドル、で、1 昨年に比べ、輸出 9.6 %、輸入 7.7 %、輸出入合計では 8.4 % をそれぞれ増加し、貿易規模は従来の最高を記録した。

これを主要相手国についてみると、輸出では、タイが昨年上半期において中共品の輸入禁止措置をとったことにより、またインドネシアが経済事情の悪化により、それぞれ大幅に減少した反面、米國および英国に対しては衣類を、また日本に対してはくず鉄およびくず銅類をそれぞれ中心として著増をみた。一方輸入では、最大の相手国である中共が人民公社設立後の国内経済事情から著減を示したが、一方では、香港の衣類輸出上伸に伴う原料需要の増大から、日本およびパキスタンの綿糸、綿布、米國の綿花の輸入が著増した。また、中共からの食糧輸入の減少を、主としてタイおよび台湾の両国からの輸入によりカバーしたため、これらの国は大幅な増加を示した。

なお、地場製品ないし加工製品の輸出は、2,282 百万 香港ドルで輸出総額の 69.6% を占めているが、そのうち繊維製品が 52.9% を占めている。また、地場製品の輸出は米國、英國、マラヤ、日本およびタイの5か国向けで 60.7% を占めている。

主要国別ならびに品目別輸出入状況は下表のとおりである。

主要国別輸出入額

(単位・百万香港ドル)

区 分	輸 入			輸 出		
	1958年	1959年	増減率 %	1958年	1959年	増減率 %
中 共	1,397	1,034	-26.0	155	114	-26.3
日 本	597	769	28.8	120	231	92.5
英 國	531	574	8.0	393	462	17.5
米 國	439	516	17.5	326	591	81.2
タ イ	160	197	23.1	217	146	-32.8
パキスタン	33	145	339.3	4	6	50.0
西ドイツ	135	136	0.7	64	83	29.6
豪 州	113	133	17.7	76	85	11.8
マ ラ ヤ	103	123	19.4	382	380	-0.6
ス イ ス	131	112	-14.6	4	3	-25.0
オランダ	76	106	39.4	23	22	-4.4
インドネシア	94	103	9.5	210	75	-64.3
台 湾	50	102	104.0	61	58	-4.9
ベルギー	60	74	23.3	20	22	10.0
カナダ	43	64	48.8	51	73	43.1
カンボジア	50	59	18.0	25	37	48.0
南 ア	48	59	22.9	30	25	-16.7
フィリピン	6	12	100.0	55	49	-10.9

## 主要品別輸出入額

(単位・百万香港ドル)

輸 入			輸 出		
品 目	金額	前年比 増減率	品 目	金額	前年比 増減率
食 糧	1,238	- 1.4	衣 類	578	- 13.3
繊維 1 次製品	891	21.6	繊維 1 次製品	810	54.2
機 械 器 具	564	9.8	食 糧	310	- 17.2
化 学 品	391	10.0	機 械 器 具	175	4.7
繊維およびくず綿	267	5.9	動植物原材料	106	- 8.7
卑 金 属	200	2.5			
鉱物燃料および スクラップ	194	- 0.6			
動植物原材料	120	- 21.1			

## ◇韓国における為替レートの切下げ

韓国政府は2月22日為替レートを30%切り下げ従来の1ドル＝500 ホワンを1ドル＝650 ホワンと改め、これを2月23日から実施する旨発表した。

今回の切下げは昨夏以降の物価上昇に対応したものであり、さきに在韓米軍が1月29日一方的に国連軍関係費用に限り1ドル＝650 ホワンのレートを実施したのに追随したものとみられる。

今回のレートの切下げは1955年8月以来のもので、今後輸出は若干増加が期待されているものの、問題は、むしろ大幅な入超を示している同国の貿易構造からみて輸入品価格の高騰に伴う生産コストおよび物価へのハネ返りにあるとみられる。このような事情から政府はすでに物価騰貴抑制のため在庫品の放出、ICA資金による輸入円滑化、輸入制限の大幅緩和などの措置を講じることが明らかにしているが、レート切下げ後1週間で入網

糸、ナイロン糸、苛性ソーダ、ゴム、セメントなど輸入品は10%方の騰貴を示しており、今後の動きが注目されている。

## ◇豪州の輸入制限緩和措置

豪州政府は、2月23日から若干の品目を除いて全面的な輸入制限の撤廃を行なったが、この措置は輸出の好調を主因とする外貨事情の好転を背景とし、昨年末より懸念されているインフレの対策としてとられたものである。なお豪州はすでに昨年8月、12月の2度にわたり輸入制限を緩和し、輸入水準を年率8億豪ポンドから8.75億豪ポンドへ引き上げている。

今回の措置の概要は次のとおり。

- (1) 輸入制限は一部少数品目を除き全面的に撤廃し、約90% (年率約8億豪ポンド) の貿易を自由化する。
- (2) 今後とも輸入ライセンスを必要とする品目 (カテゴリー・アイテムにして約200品目) は、他国との協定や、国内産業保護のため輸入制限を必要とするもので、次の品目がこれに該当する。

イ. 対ドル地域差別品目……自動車、木材の2品目であるが、それぞれ10月、4月以降自由化が予定されている。

ロ. いわゆるハードコア品目……履物、水彩絵具、種子油、アルミニウム、ベアリングなど。

ハ. 対日輸入の動向を監視する必要がある品目……繊維品、玩具、雑貨など (対日輸入額の約8割) で、制限撤廃の場合には、特に日本からの輸入急増により豪州国内産業に重大な影響を及ぼすとみられるもの。

- (3) ライセンスを必要とするものの大部分は、品目に応じ20%ないし50%の割当額増加が行なわれる。